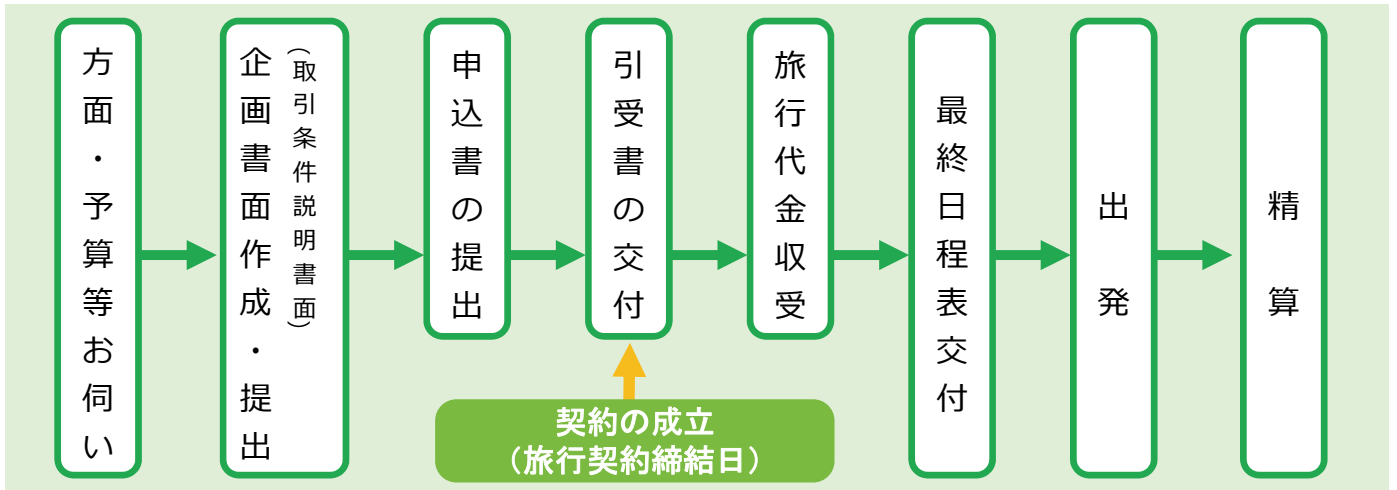


修学旅行等の旅行契約のポイント



学校が契約の主体（契約責任者）となって実施する国内の修学旅行等（日帰りのバス遠足、林間・臨海学校、社会科見学等を含む）において、旅行会社と旅行契約を結ぶ際の注意点などを解説しています。修学旅行等の契約を検討する前にご一読ください。

1. 旅行契約の流れ ■ 受注型企画旅行における旅行契約の締結・出発までの例

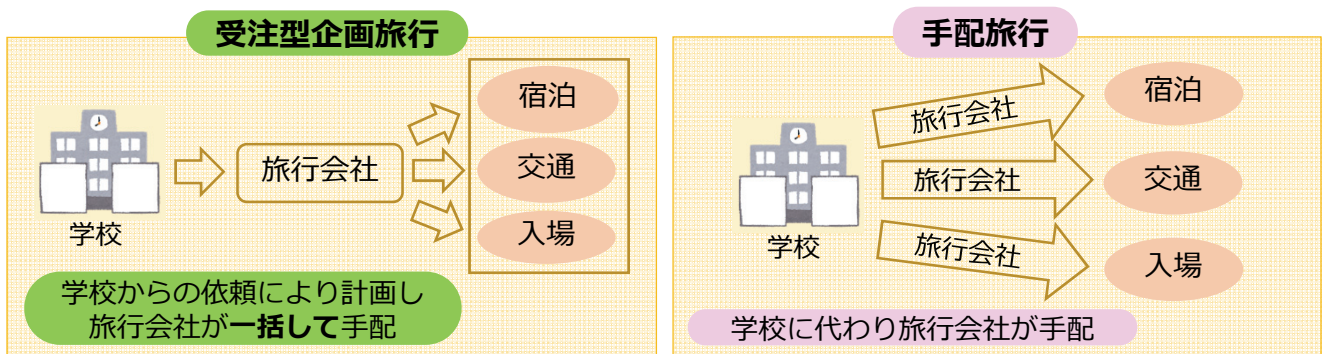


2. 修学旅行等における旅行契約の種類

- ・学校が旅行会社と修学旅行等の契約を結ぶ場合は、旅行業法に定められた「**受注型企画旅行契約**」や「**手配旅行契約**」が一般的です。
- ・学校からのオーダーに応じて、受注型企画旅行契約と手配旅行契約をそれぞれ結ぶ場合もあります。

受注型企画旅行契約	学校からの依頼により、旅行会社が旅行計画（目的地、日程、旅行代金）を作成し、実施する旅行契約
手配旅行契約	学校の委託により、宿泊・運送機関等を手配する契約

※上記の他、旅行会社が企画・実施する「募集型企画旅行契約」（パッケージツアー）がありますが、修学旅行等に利用されることはほとんどありません。



契約の際には、旅行契約の種類と内容をよく確認してください。

- ・旅行会社と契約する前に、旅行会社から交付される**取引条件説明書面（企画書面や旅行条件書など）**に契約の種類が明示されます。
- ・予約をキャンセル・変更するための**条件（取消料・手配手数料の金額、発生時期等）**は、特にトラブルになりやすいため、どのような条件があるか、事前に必ずご確認ください。

3. 取消料について

- ・ 旅行契約が成立した後、延期や中止などにより契約を解除する場合は、旅行会社は**契約に基づく取消料**を請求します。契約に基づく取消料は支払いをする必要がありますので、**保護者等に対しては、事前に契約内容について周知しておく必要があります。**
- ・ 契約ごとに取消料が発生するため、受注型企画旅行と手配旅行それぞれ契約していた場合、それぞれの契約に基づく取消料を支払う必要があります。
- ・ 契約に根拠がない取消料、契約に規定された額を超えての取消料の支払いは不要です。

受注型企画旅行（標準旅行業約款における、国内旅行に係る取消料）

	契約締結日	20日前	7日前	前日	旅行開始日当日	
取消日	契約締結～21日前	20日以降～8日前	7日前以降～前々日	前日	旅行開始前	旅行開始後
取消料	企画料金相当額※	旅行代金の				
		20%	30%	40%	50%	100%

旅行会社が一括して企画・手配をするため、
旅行会社に対してのみ、契約締結時から取消料が発生します

※「企画料金」とは、旅行会社が旅行計画の作成及び旅行の実施全般に要する取扱手数料です。受注型企画旅行では、契約締結～旅行開始21日前までに契約を解除する場合に支払う取消料は、企画料金と同じ額（企画料金相当額）となります。企画料金相当額は、宿泊施設や運送機関へ支払う違約料等にも充当されます。

手配旅行の一例

運送・宿泊機関などが定めた取消料等

機関名	解除の時期	取消料等
例：○○旅館	宿泊日の90日前～61日前	宿泊料金の30%
	宿泊日の60日前～31日前	宿泊料金の50%
	宿泊日の30日前～前日	宿泊料金の80%
	宿泊日当日・無連絡不泊	宿泊料金の100%
例：○×交通 (貸切バス)	配車日14日前～8日前	運賃の20%
	配車日7日前～24時間前	運賃の30%
	配車日24時間前以降	運賃の50%
例：△□博物館	配車日当日	運賃の100%
	入館日の2日前以降	入場料金の15%

+

手配旅行契約で定めた
取扱料金（手配・取消手続）

区分	料金
手配料金	旅行費用総額の○○%
変更手続料金	変更に係る部分の変更前の旅行代金の○○%
取消手続料金	取消に係る部分の旅行代金の○○%

学校に代わり旅行会社が手配をするため、
取消料は各手配先が定めるところにより、発生時期・金額が異なります

4. 具体的な事例（Q & A）

- Q 学校の方針により、1年先の北海道の修学旅行を沖縄に変更したいが取消料がかかりますか？
- A 北海道への受注型企画旅行契約を結んでいる場合には、原則として、取消料をお支払いいただくうえでその旅行契約を解除し、あらためて沖縄への受注型企画旅行契約を結ぶこととなります。この場合の取消料の額は「企画料金相当額」となります。

5. 旅行契約に関するトラブルのご相談

一般社団法人日本旅行業協会（JATA）
消費者相談室
TEL 03-3592-1266

一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）
TEL 03-6277-8310